

泉南市と指定管理者とのリスク分担表

項 目			指定管理者	泉南市
施設の利用承認など			○	
売上金等の徴収			○	
施設（設備、備品を含む）の保守点検			○	
施設の維持管理（植栽管理、清掃等を含む）			○	
安全衛生管理			○	
施設の警備（機械警備保障契約）			○	
損害賠償責任	第三者に対しての損害	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合	○	
		上記以外の理由により損害を与えた場合		○
	第三者からの施設・設備・資料の損害	管理者として注意義務を怠ったものによるもの	○	
		上記以外の事由により損傷を受けた場合（小規模なもの）	○	
		上記以外の場合		○
災害共済制度加入			○	
災害時対応（待機連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置）			○	
不可抗力	地震、台風による自然災害等		両者の協議	
事故、火災等による施設の損害の回復			○（自己の責に帰すべき理由がある場合）	○
市長の行うもの	不服申立てに対する決定（地方自治法第 244 条の 4）			○
	行政財産の目的外使用許可（同法第 238 条の 4 第 4 項）			○
修繕に係る箇所、程度等を調査し修繕を行う	市の許可の必要のないもの（1 件当たり 300,000 円未満）		○	
	市の許可が必要なもの（上記以外。但し入札、支払いは市が行う）		○	
個人情報の保護	指定管理者の責に帰すべき事由により情報が漏洩し、又はこれに伴い犯罪が発生		○	
事業終了時の費用（指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中途に業務を廃止した場合の事業者の撤収費用）			○	

※ このリスク分担表以外の事情が生じた場合は、泉南市と指定管理者双方で協議することとする。